

により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

○3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

- ④ 政府ないし都道府県が自ら賭博開帳ないし富籤罪と本質上同一の行為を行っている事実及びこれを認めている立法があるということだけから、一般にこれらの行為が公認されたものということとはできない(最高裁昭和 25. 11. 22 最高集第 4 卷 11 号 2380 頁)。

(裁判要旨・裁判所ホームページより/<http://www.courts.go.jp/search/>)

一 刑法第 186 条第 2 項賭場開張図利罪の規定は、憲法第 13 条に違反しない。

二 賭博及び富籤に関する行為が風俗を害し、公共の福祉に反するものと認むべきことは前に説明したとおりであるから、所論は全く本末を顛倒した疑問といわなければならない。すなわち、政府乃至都道府県が自ら賭場開張図利乃至富籤罪と同一の行為を為すこと自体が適法であるか否か、これを認める立法の当否は問題となり得るが、現に犯罪行為と本質上同一である或る種の行為が行われているという事実並びにこれを認めている立法があるということだけから国家自身が一般に賭場開張図利乃至富籤罪を公認したものということとはできない。

- ⑤ 同旨(最高裁昭和 26. 5. 1 裁判集刑事 45 号 101 頁)。

- ⑥ 同旨(最高裁昭和 50. 5. 26 裁判集刑事 196 号 465 頁)。

- ⑦ 弁護人 A の上告趣意第一は、憲法 13 条違反をいうが、国又は地方公共団体が主催する所論のような行為は、立法政策上許容されているにとどまるものであるから、このこととの対比から私人の行う賭博行為の可罰性を否定することは出来ない(最高裁昭和 50. 11. 7 裁判集刑事 198 号 425 頁)。

- ⑧ 弁護人 A の上告趣意は、刑法の賭博罪の規定は憲法 14 条に違反するというが、所論のような行為が公認されていることとの対比から私人の行う賭博行為の当罰性を否定すべきか否かは立法政策上の問題であるにとどまり憲法適否の問題ではない(最高裁昭和 53. 7. 21 裁判集刑事 211 号 871 頁)。

- ⑨ 同旨(最高裁昭和 54. 2. 1 裁判集刑事 214 号 47 頁)。

- ⑩ 賭博開帳罪の規定は、憲法 13 条に違反せず、また、自転車競技法違反罪と比べ懲役刑のみを法定刑としているからといって、憲法 14 条に違反するものではない(最高裁昭和 37. 4. 24 裁判集刑事 141 号 915 頁)。

カジノ合法化について

1. 過去の経緯

平成 13(2001)年 11 月に政府税制調査会の基礎問題小委員会においてカジノの合法化を行い、その売上げに課税する制度の導入が議論として浮上、中長期的課題として検討することとなる。

同年 12 月野田聖子衆議院議員を会長とする「公営カジノを考える会」が自党内に設置され、平成 14(2002)年 6 月に「カジノと国際観光産業を考える会」と変更され「カジノ創設に向けた基本的考え方」の中で、観光振興、地域振興と再生、税収・雇用の増大を目的とした特別立法措置による制度構築を提案した。

平成 14(2002)年 10 月には石原新太郎東京都知事主導の下、都庁展望室においてイベント

「新たな観光資源カジノ」が実施され、「東京都都市型観光資源の調査研究報告」も発表された。

小泉内閣の規制改革・構造改革の一環として行われた「構造改革特区制度」に対する平成14(2002)年8月、平成15(2003)年1月の募集提案にはカジノ特区の提案が全国の自治体、民間から一次、二次合わせて9件提案された。これらは何れも法務省が「カジノは刑法の賭博罪に該当し、刑法の適用を特定地域だけ除外することはできない。」との見解により構造改革特区推進室より対応不可と却下された。

平成15(2003)年2月、太田房江大阪府知事をはじめ東京都、静岡県、和歌山県、宮崎県の幹部は当時の鴻池祥肇防災・構造改革特区大臣にカジノ実現のための法整備についての要求書を提出したが、鴻池大臣は「特区で扱うことには手に余るが、本格的に検討する場が必要」と述べ、担当する省庁を決めたいとの考え方を示した。また、当時の森山真弓法務大臣は、「刑法を改正して例外を作るのは難しいが、所管官庁が特別法を作って実施する方法ならば法務省として相談に応じたい」と発言。

自民党は観光振興のための重要課題として、本格的な議論を始めることとし、平成18(2006)年2月15日、党内に正式な検討組織として「カジノ・エンターテインメント検討小委員会」を設立、国内でのカジノ解禁に向けた基本方針を策定し、「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」を平成18(2006)年6月16日付にて発表。

財団法人広域関東圏産業活性化センターは、平成16(2004)年3月「カジノの運営主体及び地域経済等に及ぼす影響調査」と題する報告書を公表

平成16(2004)年3月「日本カジノスクール」が開校

その後平成22(2010)年4月14日、カジノ合法化法案の成立をめざし超党派にて「国際観光産業振興議員連盟(カジノ議連)」が発足。警察の裁量で換金が事実上認められているパチンコについてカジノ法案と同じ仕組みで立法化していくことも検討を始めた。カジノを合法化すればパチスロなどが主流の「パチンコは賭博ではないか」との議論が起こりそうなためであった。(http://www.asyura2.com/10/senkyo84/msg/389.html)

結局平成25(2013)年12月6日、自民党などは、カジノ解禁を含めた特定複合観光施設(IR)を整備するための法案を国会に提出した。日本維新の会、生活の党の議員などとの共同提出で、公明党は加わらなかった。超党派の「国際観光産業振興議員連盟」(IR議連、通称：カジノ議連)の会長、細田博之自民党幹事長代行が5日、党本部で記者団に明らかにした。(http://www.bloomberg.co.jp/news/markets/bonds.html)

2. カジノ法案の骨子

第四の公営ギャンブルたるカジノに関しては、施行体として都道府県が指定されると思われるが、他の公営ギャンブル同様「地方財政資金の調達に資するものとし、地方財政の改善を図るため」という共通理念が存在するのは当然として、自由民主党政務調査会観光特別委員会、及びカジノ・エンターテインメント検討小委員会による平成18(2006)年6月16日付「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」においては、次のように法律の目的が述べられている。

「外国人観光客の拡大及び時間消費型・滞在型国内観光の振興により国際競争力のある観光を実現し、エンターテインメント関連産業育成、雇用創出、地域振興・再生などに寄与・貢献するために、国民並びに来訪観光客にカジノという新たなエンターテインメントを提供し、その収益をもって地方と国との財政に資することを立法の目的とする」

仮にカジノ法を「カジノ・エンターテインメント産業振興法」と名付けるが、カジノ設置のための細かい規定や許認可の基準、ゲーミングの種類や方法、用具の設置基準などを定めた「カジノ・エンターテインメント産業振興法施行令」、「カジノ・エンターテインメント産業振興法施行規則」が制定され、カジノを運営する法人、カジノを管理する機構、カジノのディーラーや養成学校を規定・規制するその他特別法や政省令が同時に出されるであろう。なお、カジノを所管する省庁としては総務省、警察庁のほか観光振興を目的とするところから経済産業省、国土交通省などとの共管になるのではないかとと思われる。

カジノ・エンターテインメント検討小委員会(当初のカジノ創設法案)

自由民主党政務調査会観光特別委員会・カジノ・エンターテインメント検討小委員会が策定した平成18(2006)年6月16日付我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針(以下基本方針という)を参考に、カジノ創設の形態について説明を行う。

基本方針{2.(基本的枠組み)(2)(許諾の対象)}においては、「カジノは単純賭博遊興施設ではなく、複合観光施設(カジノ・コンプレックス)と位置づける。但し、個別地域の事情や観光特性を考慮し、地域独自の判断や創意工夫を容認すると共に、既存の観光資源と新たな施設の融合が同等の効果をもたらすものであっても差し支えない。」とし、カジノ場の数は極力限定し、単に賭博を行うカジノ施設を設置するだけを前提とするのではなく、国際観光ゾーンとしての一施設と位置づけている。

国はカジノの許諾に係わる専権を保持し、カジノの施行が安全かつ、健全に為されることを確実にするため、運営規則を制定し、必要な許認可や施設全般の監視・監督を行う目的で、主務大臣のもとに新たな国の機関として独立行政法人「カジノ管理機構」を設立する。「カジノ管理機構」は、詳細な運営規定の制定や、施行に伴う関係する民間主体の認証、様々な許認可や施設全般の日常的な監視・監督にあたる。また、主務大臣を補佐し、中立的な立場よりカジノ施行に伴う大枠の施策や方針に係わる諮問を実施するために、主務大臣の下に国家行政組織法第8条に基づく合議制の機関なる「カジノ管理委員会」を設けるとされている(基本方針{2.(8)(国の役割)、{2.(11)(国の機関)}。)

許諾を得てカジノを施行できる主体は地方公共団体ないしは一部事務組合とし、施行を欲する地方公共団体による国に対する申請に基づき主務大臣がこれを許諾する(基本方針{2.(9)(法律上の(許諾)施行者}。))。

競技場だけで運営する既存の公営ギャンブルが衰退しつつある現状や、パチンコ産業との競合等を考えた場合、ラスベガス型のような観光・テーマパークゾーン化したカジノ施設の設置が最も効果的なカジノの運営方法と思われるが、そのためには投下資金は単にカジノ施設を設置するだけに比べると膨大なものになる可能性がある。

この点は基本方針においても考慮しており、許諾されるカジノ数は最大10箇所とし、当面、カジノ立地の振興効果を発揮できうる政策的ニーズの高い地域を優先し、2、3箇所限定して実施するとしてカジノの過当競争を防ぐと共に、基本方針{2.(10)(運営受託事業者)}においては、「法律上の許諾者たる地方公共団体(ないしはその公共法人)は、カジノ(ゲーミング)施設の企画・開発・資金調達・建設並びに当該施設の維持管理・運営を公募に基づき特定の民間事業者を選定し、契約行為によりかかる運営事業者にカジノの実務的な運営を委ねることができる。」とした。また、基本方針{2.(14)(施行に伴う収益金と費用の分担に関する基本的考え)}において「施行主体が地方公共団体である以上、施行がもたらす収益金は地方公共団体(ないしその一部事務組合)に帰属するが、法律に定める政策目的を遂行するた

めの財源として、国の機関は施行がもたらす施行収益の一定率を交付金として徴収する。」とし、カジノの施行体たる自治体等に収益は帰属するが、リスクは自治体等にとらせない方策を取っている。さらに、基本方針 2.(14)は、後段で次のようにも明確に述べている。

「ゲームの帰結とカジノ関連投融资に対するリスクは運営受託事業者が担うことが適切であり、施行に伴うリスク及び財政上のリスクが地方公共団体に波及しないことが重要である。」

「施行者はカジノの施行に伴う施設・資産を自ら保有する義務は無く、施行者たる地方公共団体と民間の運営受託事業者との間で適切にそのあり方を取決めることができる。」

基本方針は、3-4(1)、3-4(2)において運営受託事業者を始めとし、運営に直接的・間接的に関与する者に係る欠格要件、及び認証取得要件として例示的に次の事項を掲げている。

欠格要件

犯罪歴・不正行為歴のある主体、組織暴力団ないしはその関係者などカジノに関与することが適切でない個人、法人

認証取得要件

適確性と清廉潔癖性の立証

国の機関が、申請者に係る犯罪歴、所有銀行勘定や保有資産等の調査に必要な個人情報を省庁、地方公共団体、民間銀行等の民間主体に照会され、必要な情報を取得し、調査、審査すること。

基本方針では施行体たる地方公共団体等のリスク分散と、カジノ運営の合理化のため民間の運営受託事業者にかなりの負担を負わせる内容となっており、様々な要件を充たしてカジノ運営に参画する民間機関は限られてくるおそれがあり、収益が施行体たる地方公共団体等に帰属することを条件に、一民間機関が全ての負担を抱えてカジノ運営を行うことは困難とも思える。

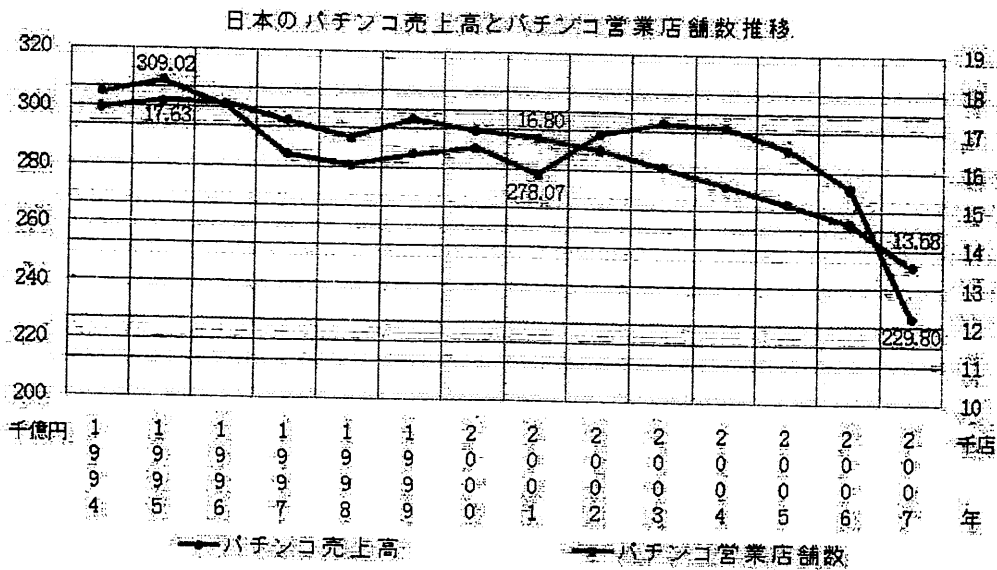
3. 現行法案とカジノ合法化の問題

添付 NBL・No.1014(2013.12.1)に掲載された「カジノ導入に当たっての論点整理(上)(下)」に基づいて説明する。

なお、朝日カルチャーセンターで平成 18(2006)年 11 月「カジノを学ぶ」とした講座を開講。公営カジノ設置の動きは進んでいるが、衰退の一途を辿っている公営競技(地方競馬、競艇、競輪、オートレース)との差別化、或いは映画、音楽、携帯電話、ゲームなどの数限りないレジャー産業との競争も大きな課題。

大きな繁華街を背後に持った既存のパチンコ産業との競争に打ち勝つ新しい手法といったものも公営カジノには要求されている。

そもそも我が国でというより世界最大規模を誇るカジノ産業であるパチンコ産業は、射幸性の高いパチンコ機の登場により一般顧客のパチンコ離れが大きく進み、以下の通り大きく売り上げが落ち始めている。

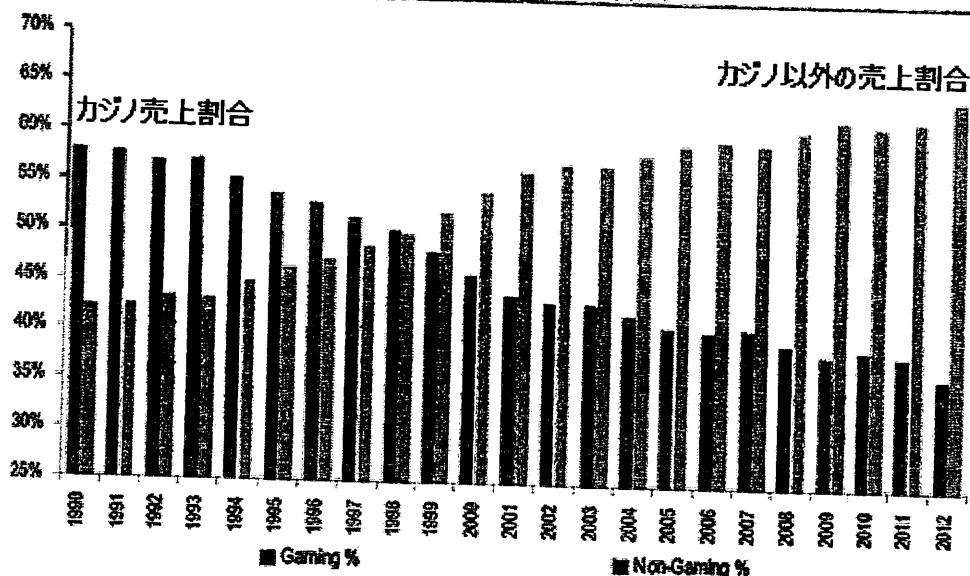


<http://casino-status.com/pachinko-industry1.html>

そのためにはラスベガス型のカジノゾーンの設置は有力な手法であるが、時間をかけて形成されたラスベガスとは異なり、公営カジノは速やかにカジノゾーン、テーマパークを設置する必要がある。このような大きな商業施設を構築する資金は膨大なものであり、公営カジノ施行体である自治体に大きな資金負担とリスクを負わせることになる。

実際マカオに次いで世界二位のカジノ街と言われるラスベガスもカジノだけでは成り立っておらず、多種多様なエンタテインメント産業の集積した娯楽街として成り立っているといってもよい。下記の通りカジノの売上割合は1990年を境に年々減少している。

Chart 38: Las Vegas Strip gaming vs. non-gaming revenue mix



Source: BojA Maciej Lynch Global Research, Nevada Gaming Control Board

もはやギャンブルの街ではなくなったラスベガス

<http://uskeizai.com/article/346051564.html>

そもそも世界最大の売上規模を誇るマカオのカジノも中国の役人や富裕層で成り立っており、しかもマカオやシンガポールのビップルールの登録手数料は2000万円を超え、ワンチップもシンガポールでは2000万円と言われる。大王製紙の三代目は当初マカオで大損を出していたが、それを取り戻すためワンチップの額がより大きいシンガポールのカジノに出入りするようになり、さらに大損を重ねたとされている。

私が5年程前に韓国のウォーカーヒルカジノを訪ねた際、中国の役人が1日で3億円儲け、カジノが支払いに困っているという話を聞いたが、翌日6億円負けたそうである。もし、3億円の儲けを中国人がそのまま自国に持ち帰ろうとした場合、法的な様々な問題が起こるのではないと思われる。

何れにせよマカオを参考に1兆円産業と言われるカジノの現実はこのようにあるのである。

5、6年前ラスベガスは3000億円、マカオは8000億円のカジノの売上があるとされていたが、現在ラスベガスは5800億円、マカオは2兆3500億円といわれ、マカオのカジノの独り勝ちのように見えるが、かなりが中国からの顧客である。一説によると中国からの顧客を除くとラスベガスもマカオも実質的な売り上げは変わらないとされている。

ギャンブル依存症

1. 歴史

ギャンブルの起源において話をしたが、古代エジプトやローマ、或いは古代インドの世界でも既にギャンブル依存症は存在した。ローマ帝国初代皇帝アウグストゥスがさいころ賭博の中毒者であったことは古代ローマの歴史家スエトニウスが書き残した「ローマ皇帝伝」によって有名な話であり、第5代皇帝で暴君と呼ばれるネロもさいころ賭博の中毒者であった。古代インドの大叙事詩「マハーバーラタ」には、さいころ賭博で自分の兄弟、妃だけでなく最後には自分自身まで賭けの対象にしてしまうギャンブル中毒の王子ユデシュテ

ラの長い物語が語られている。

同様な例は日本でも起こっており、持統天皇3年(689年)の時双六が禁止されると「日本書紀」は伝えており、その後も度々双六賭博を禁止する令が出され、禁を犯した者には厳しい罰則が課せられた。

このようにギャンブルとギャンブル依存症の歴史は何千年にも渡っているが、ギャンブル依存症が「病的賭博」とされ、精神疾患の一つであると認識されたのはたかだか80年前のことである。

20世紀前半の精神分析学者が最初にこの病気に着目したが、ギャンブル依存症の研究に関して大きな影響を与えたのは、心理学者ジグムント・フロイトが1920年代後半に発表した「ドストエフスキーと父親殺し」という論考である。

ドストエフスキーは重度のギャンブル依存症であったことは良く知られているが、ドストエフスキーの著書「カラマーゾフの兄弟」の中で描かれた父親殺しのエピソードは、ドストエフスキーの父親殺しの願望そのものであり、こうした父親の死を望むという背徳行為に対する罪悪感が、ドストエフスキーを重度の賭博者に走らせたと言われている。

しかし、ドストエフスキーのギャンブル中毒を知るためには、彼が書いた「賭博者」を読むほうが良く理解できる。この作品でドストエフスキーは自身の体験による病的賭博の有様を赤裸々に描いている。この作品の主人公アレクセイは当初ギャンブルを軽蔑していたが、友人に勧められ足を運んだカジノで大勝をしてしまう。それが記憶として残り、負けが込んでもいつかはツキが戻ってくるという不合理な考え方に支配されようになる。そして恋人からも邪険にされるようになり、気分がめいると益々ギャンブルにのめりこんでいくという悪循環を繰り返して身を滅ぼしていくのである。実際ドストエフスキーはギャンブルですってんてんになり友達からも金を借りている。ドストエフスキーの夫人の話ではギャンブルに負けて一銭もなくなったときに創作活動は活発になったそうである。彼の創作活動はギャンブル依存から逃れるための行為であったのかもしれない。

1970年代、やめたくてもやめられないギャンブル行為が手洗いなどの強迫観念と似ていることから、強迫的ギャンブルと呼ばれた。この言い方は今日でも流布しているが、最近の研究ではギャンブル依存は症状こそ、強迫的な面はあるがむしろアルコール依存や薬物依存と同様の症状と捉えて、強迫制障害等の精神疾患とは区別するようになってきている。

2. ギャンブル依存症

パチンコ・パチスロ依存症を予防するためのホームページより/東京遊技業共同組合
(<http://www.pachinko-izon.net/top.html>)

㊦ そもそも依存症とは、アディクションとは

害があることはわかっちゃいるけれどやめられないものがあります。悪いとはわかっちゃいるけれどやめられないことがあります。自分や相手が傷つくとわかっちゃいるけれど離れられない人がいます。そういったある物や事、あるいは人に対しての耽溺、やめられない悪習慣のことを嗜癖(アディクション)と言います。その概念は大変幅広く、重症例になると「依存症」と呼ばれます。

新刊書籍 アディクション

アルコール 薬物 処方薬 カフェイン ニコチン 食べ物 など